

第10回秋田市バリアフリー協議会 意見一覧

意見	回答
<p>意見1 秋田駅西口バス停留所について 最近改装され、秋田らしく木材を多用した秋田駅西口のバス停留所について、私見を述べたい。 県産品としての木材をアピールする意図は了とするものの、木材を多用するあまり、バス停留所全体が極めて閉鎖的となっている。例えば、乗客にとってアプローチしつつあるバスの次の行き先が見えないというのはやりすぎではないか。駅前のように出入りが錯綜するバス停留所では、全体像の把握が必要であり、臨機応変な切り替えが頻繁に起こる場所であることを忘れてはならない。 一つの改善策として長いブースの中間点に1～2ヶ所の切れ目を入れ、わざわざ両端まで行って回り込まなくても、最短距離でバスの選択ができるようにしたら如何であろうか。閉鎖的な壁の代わりにアプローチしつつあるバスが見えるようなシースルーの壁にするなどの改良を加え、選択の窮屈さを幾分でも緩和することが必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全性を考慮したうえ、当社では現時点での構造が最善と考えます。ご指摘のあった構造上の変更を実施するには、行政の支援がなければ不可能です。また、利便性をとるため安全性を犠牲にするわけにはまいりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。 (秋田中央交通株式会社)
<p>意見2 要望、意見の把握について 報告事項に対する意見ではないが、各団体からの意見や要望を十分に把握されることを希望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年開催している当協議会等を活用し、各団体の皆様からの意見や要望の把握に努めてまいります。 また、令和2年度末には、現秋田市バリアフリー基本構想の計画期間が満了することから、関係団体の皆様へ、現構想の評価を主目的としたヒアリングを計画しております。 (秋田市都市計画課)
<p>意見3 新屋駅のバリアフリー化について 現在、秋田市管内のJR乗降駅でエレベーター、エスカレーターを設置しているのは秋田駅、土崎駅だけである。 新屋駅のバリアフリー化についても、以前から、鉄道事業者に要望は出しているが、利用者数が基準に満たないという理由から却下され続けている。 しかし、世情の動向から、基準を見直し、新屋駅にエレベーター等を設置してもいいのではと考え、要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化などの駅舎の改修等については、鉄道事業者が利用者への利便性向上を目的としたサービスとして行うものと捉えております。JR東日本秋田支社によると、JR東日本では、1日当たりの駅利用者数が3,000人以上ある駅から、順次、バリアフリー化の整備を進めているが、JR新屋駅については整備の対象外であることを伺っております。 なお、本市としましても駅施設のバリアフリー化は、鉄道利用者の利便性向上に繋がるものと認識しており、今後も引き続き、同社へ働きかけてまいります。 (秋田市交通政策課)

第10回秋田市バリアフリー協議会 意見一覧

意 見	回 答
<p>意見4 施設のバリアフリー化について 新設又は改装されたホテル等のバリアフリー化は進んでいるが、市民の憩いの場として親しまれている温泉の付帯した交流施設はまだ不十分である。 私たち民間の団体からの要望はあまり効果が望めないの行政からの力添えを望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市は「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）」の実現を目指しており、本市と連携し、高齢者や障がいのある方にやさしい取組を行う事業者等をエイジフレンドリーパートナーとして登録しております。 パートナーの中には、入浴施設を運営している事業者もおりますので、毎年開催している研修会やパートナーとしての取組について相談があった際など、機会を捉え、働きかけてまいります。 (秋田市長寿福祉課)
<p>意見5 思いやり駐車場について 新市立病院建設に伴い車いす及び思いやり駐車場が設置され感謝する。 車いす駐車場については利用台数の見込み等の問題があるとは思いますが、概ね利用者は納得すると思う。ただ、思いやり駐車場については、総合病院の特性上、肢体機能障害者、高齢者、妊婦、その他緊急性のある病者等が集まり、駐車スペースが不足することが考えられる。 そこで、現状、思いやり駐車場をどのように取り扱うこととしているのか教えて欲しい。また、供用した後、駐車スペースが不足するようなことがあれば、対応を検討してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新病院の思いやり駐車場については、原則、秋田県の障害者等用駐車区画制度における利用証の交付要件に該当する方を利用対象としております。 令和2年2月に供用開始した立体駐車場には、思いやり駐車場を12台分確保しており、新病院開院後の令和6年に整備される平面駐車場には、6台分確保する予定です。平面駐車場供用開始後に、思いやり駐車場が不足した場合は、追加を検討してまいります。 (秋田市福祉総務課)
<p>意見6 重点整備地区における特定事業が全体的に完了したとされている件について 資料を見ると、重点整備地区における特定事業が完了したとされているが、高齢者や障がい者等の当事者による検証をした結果、完了としているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業として位置付けた事業について、完了した際に高齢者や障がい者等の当事者との検証は行っておりませんが、令和2年度に現基本構想の評価を主目的にした、各団体へのヒアリング調査を計画しております。その中で、特定事業の結果も含めて、現バリアフリー基本構想について、検証および評価をいただきたいと考えております。 (秋田市都市計画課)
<p>意見7 多機能トイレについて 多機能トイレは、その名のとおり、多様な特性を持つ人々が使いやすいものでなければならぬ。便器の高さや手すりの位置、扉の鍵の位置など、実際に使う人の意見を聞き、整備してほしい。 また、多機能トイレを本当に必要としている人のことを考え、利用する際は適正な利用を望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの適正利用については、平成30年度から広報あきたを用いて周知を図っています。また、市施設に設置している多機能トイレには、適正利用に関するポスターを掲示しております。一人ひとりの意識啓発については、長期的に取組む必要があることから、今後も同取組を継続してまいります。 (秋田市都市計画課)

第10回秋田市バリアフリー協議会 意見一覧

意見	回答
<p>意見8 移動支援事業について 車いす生活者への対応はどのようになっているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業は、障がい者が自立した日常生活および社会参加を営むことができるよう、外出時にガイドヘルパー等が同行し、移動の支援を行うものであり、車いす生活者についても、利用条件に合致し、事前に申請していただければご利用できますので、活用をご検討の際は、秋田市障がい福祉課までお問合せくださいようお願いいたします。 (秋田市障がい福祉課)
<p>意見9 バリアフリー教室について バス業者との共同で行う疑似体験を含めたバリアフリー教室について、車いす生活者からはどのような人が参加し、どのような意見が出されているのか。 もし、誰も参加していないということであれば、実際に車いす生活者が参加し、体験して見せたり、講演した方が、障がい者の移動等がいかに困難かイメージしやすいと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> バスまつりでのバリアフリー教室は、これまで高齢者疑似体験でのバスの乗降を主に行ってきたため、車いす生活者の方の参加はございませんでした。 共生社会実現に向けて、車いすによるバスの乗降などの大変さを知ってもらう機会としても、バスまつりでのバリアフリー教室等を活用し、当事者団体様と連携した取組みを推進していければと思います。 (秋田運輸支局) 本市においても、毎年、秋田市社会福祉協議会、秋田運輸支局、バス事業者およびハイヤー協会等と協力し、小学生を対象としたバリアフリー教室を開催しております。本年度は、秋田市身体障害者協会様にも講師としてご協力いただいております。今後も当事者団体様との連携した取組みを検討してまいります。 (秋田市都市計画課)
<p>意見10 UDタクシーの料金等について タクシーの後部からリフトで乗降できるタクシーの利用時間（土日）および利用料金は統一できないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用時間について、勤務交番表により、乗務する担当者が決まっており、担当者が土日に休みの際は、対応できない場合があります。そのため、土日にご利用の際は、事前に予約をいただければ幸いです。 (秋田県ハイヤー協会) 利用料金について、「一般乗用旅客自動車運送事業」の運賃料金は、認可運賃となっており、別添の「公定幅運賃の範囲」から各事業者が設定することになります。 現在、秋田交通圏の事業者は、全て上限運賃を設定しています。 ただ、タクシーメーターは、距離制と時間距離併用運賃で算出されますので、信号待ちや渋滞時にタクシーが停車している場合など、時間が計測されますので、同じ区間を走行しても差異が生ずる場合があります。 (秋田県ハイヤー協会)

第10回秋田市バリアフリー協議会 意見一覧

意 見	回 答
<p>意見11 バリアフリー化について 当事者の目線に立って一緒に考え、意見を交換しながら進めて欲しい。多少時間を費やしても、実際に使えるものを造ってくれることを切望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催しております当協議会等の機会を捉え、当事者団体の皆様の意見を事業者へと伝え、バリアフリー環境の整備に努めてまいります。 (秋田市都市計画課)
<p>意見12 UDタクシーの周知について 車いす利用者等、誰もが利用可能なUDタクシーの利用の周知を図って欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UDタクシーの利用の周知については、当事者団体様を通じて各利用者に周知されるように各団体の皆様との連携を図ってまいります。 (秋田市都市計画課) ・国の公示等により、事業用自動車の表示等が定められており、UDタクシー車両を導入している事業者は、車体表示を行っています。 (秋田県ハイヤー協会)
<p>意見13 タクシー乗務員に対するバリアフリー研修について タクシーの乗務員はバリアフリー研修を実施しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・導入事業者では、計画的に実車研修等を実施しております。特に国の補助金を受ける事業者は、補助金を申請する際の要件となっています。 また、「ユニバーサルドライバー研修実施団体」として認証（平成29年7月）を受けている（一社）秋田県ハイヤー協会は、不定期ではありますが、必要に応じて研修会を開催することにしております。 (秋田県ハイヤー協会)

公定幅運賃の範囲（東北運輸局平成26年2月28日公示第125号より抜粋）

秋田交通圏 公定幅運賃の範囲

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.178km 800円	187m 110円	1分10秒 110円
B運賃	1.178km 790円	189m 110円	1分10秒 110円
C運賃	1.178km 780円	192m 110円	1分10秒 110円
下限運賃	1.178km 770円	194m 110円	1分10秒 110円

時間制運賃	
30分ごと	
上限運賃	30分 5,330円
B運賃	30分 5,270円
C運賃	30分 5,200円
下限運賃	30分 5,140円

加算時間を短縮する時間制運賃			
初乗運賃		加算運賃	
上限運賃	30分 5,330円	10分まで 1,780円	20分まで 3,560円 30分まで 5,330円
B運賃	30分 5,270円	10分まで 1,760円	20分まで 3,520円 30分まで 5,270円
C運賃	30分 5,200円	10分まで 1,730円	20分まで 3,460円 30分まで 5,200円
下限運賃	30分 5,140円	10分まで 1,710円	20分まで 3,420円 30分まで 5,140円

※以降30分ごとと繰り返す。

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.178km 750円	198m 110円	1分15秒 110円
B運賃	1.178km 740円	201m 110円	1分15秒 110円
C運賃	1.178km 730円	203m 110円	1分15秒 110円
下限運賃	1.178km 720円	206m 110円	1分15秒 110円

時間制運賃	
30分ごと	
上限運賃	30分 5,270円
B運賃	30分 5,200円
C運賃	30分 5,130円
下限運賃	30分 5,060円

加算時間を短縮する時間制運賃			
初乗運賃		加算運賃	
上限運賃	30分 5,270円	10分まで 1,760円	20分まで 3,520円 30分まで 5,270円
B運賃	30分 5,200円	10分まで 1,730円	20分まで 3,460円 30分まで 5,200円
C運賃	30分 5,130円	10分まで 1,710円	20分まで 3,420円 30分まで 5,130円
下限運賃	30分 5,060円	10分まで 1,690円	20分まで 3,380円 30分まで 5,060円

※以降30分ごとと繰り返す。

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.178km 600円	255m 100円	1分35秒 100円
B運賃	1.178km 590円	259m 100円	1分35秒 100円
下限運賃	1.178km 580円	264m 100円	1分35秒 100円

時間制運賃	
30分ごと	
上限運賃	30分 3,440円
B運賃	30分 3,390円
下限運賃	30分 3,330円

加算時間を短縮する時間制運賃			
初乗運賃		加算運賃	
上限運賃	30分 3,440円	10分まで 1,150円	20分まで 2,300円 30分まで 3,440円
B運賃	30分 3,390円	10分まで 1,130円	20分まで 2,260円 30分まで 3,390円
下限運賃	30分 3,330円	10分まで 1,110円	20分まで 2,220円 30分まで 3,330円

※以降30分ごとと繰り返す。